

平成26年度

民事事件担当裁判官協議会

協議結果要旨【本文】

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、平成26年12月及び同27年1月に、東京（札幌高等裁判所と共催）、大阪（仙台高等裁判所と共催）、名古屋（広島高等裁判所と共催）、福岡（高松高等裁判所と共催）の各高等裁判所で、各高等裁判所及び各地方裁判所の民事事件を担当する裁判官が出席して開催された民事事件担当裁判官協議会において協議された結果の要旨を取りまとめたものである。

【本協議会の概要】

1 本協議会の内容

本年度の民事事件担当裁判官協議会については、平成26年12月16日（東京・札幌）から平成27年1月30日（大阪・仙台）の間に、全国4か所で開催されました。

本協議会は、高等裁判所単位で各庁の協議員（地裁については部総括、右陪席クラス各1名を原則とする。）による実情を踏まえた協議を行うことにより、部の機能の活性化の目的や取組の方法について具体化して意見交換を行い、更に議論を深める趣旨で開催していただくもので、協議事項としては以下の4点が取り上げられました。

- (1) 部の機能の活性化の意義、合議の意義・目的
- (2) 複雑困難訴訟における判断の質の確保（合議の充実・活用）
- (3) 単独事件の審理運営改善、判断の質の確保
- (4) 庁としての取組

協議事項(1)は、部の機能の活性化やこれを支える部全体としての事件処理という考え方自体については、大きな異論がないように思われるものの、裁判官や部によって取組の姿勢に差が見られることから、その一因となっていると考えられる民事裁判の現状に対する認識、部の機能の活性化の位置付けについての理解、合議に付することの有用性・必要性の認識について率直な意見をうかがうことを趣旨とするものです。もっとも、協議に当たっては、基本的な前提や問題意識等について共有化を図るために、まずは、民事裁判の現状に対する認識、部の機能の活性化や合議の意義・目的をどのように捉えており、それを部内で議論しているかといった点を確認しております。

協議事項(2)は、部の機能の活性化の中心をなす合議の充実・強化について、合議事件の審理や合議の現状を紹介していただいた上で、右陪席の合議への実質的な関与に焦点を当てつつ、合議を充実・強化させるための合議の具体的な方法、あい路、考慮すべき事情等について、協議していただくことを趣旨とするものです。

協議事項(3)は、合議にとどまらず、単独事件の審理の方法等について部内の裁判官との意見交換を活発化させることが、判断の質の向上や自己の審理運営を客観視する機会となり得ることから、その取組例や取組の結果の共有方法について議論いただくことを趣旨とするものです。

協議事項(4)は、部の機能の活性化の取組を根付かせていくために、審理運営改善や合議の充実・強化等に向けた庁全体での継続的な取組の実践例や、審理運営改善を図ることを目的とした弁護士会等との間の協議会等の実践状況を紹介してもらい、その在り方を協議していただくことを趣旨とするものです。

2 協議結果要旨の概要

協議結果要旨の概要は以下のとおりですが、詳細は本文を御覧ください（なお、協議会で配布された資料〔統計資料については数値の更新あり。〕については、協議結果要旨資料編を御覧ください。）。

(1) 協議問題(1)について

民事裁判の現状については、大都市部の庁を除き、複雑困難訴訟が増加しているという実感がなく、むしろ、国民の権利意識の高揚や法曹人口の急増に伴う当事者側の変化を指摘する意見が多く見られました。そのため、十分な争点整理がされて

いないのではないかなどの指摘については、そのような実感がある旨の意見が見られたものの、その要因としては、代理人が十分な調査等をしないまま当事者の主張をそのまま主張したり、若手代理人が訴訟のノウハウを習熟していないなどの当事者側の問題点を指摘する意見が多かったが、当事者からの反発を恐れて心証開示が十分にできていないのではないかとといった裁判所側の問題点を指摘する意見も述べられました。全体として、部の機能の活性化や合議の充実・強化が民事訴訟の現在の課題に対する方策の一つであるという命題については異論がないものの、前提となる民事訴訟の現在の課題自体に対する認識についてはバラツキが少なくない様子うかがわれました。また、部の機能の活性化や合議の意義・目的については、判断の質の向上、審理運営改善及び陪席の育成を挙げる意見が多く見られ、部内で明示的に議論を行っている庁は少ないものの、部の構成員の交代の際や合議強化の取組を始めるときなどに、合議のメリット等の議論をしている様子うかがわれました。

(2) 協議問題(2)について

合議事件における審理の現状について、釈明権行使、争点整理のための暫定的心証開示、口頭議論、計画的審理等を中心に具体的状況が紹介されました。争点整理のプラクティスについては、代理人の準備不足などの単独事件と共通の問題を指摘する意見も相当数見られました。また、合議事件の場合には、裁判所も当事者も慎重に準備をし、裁判所からの求釈明等について当事者が過度に対応することや合議を踏まえて求釈明をすることなどから、機動性等に欠ける部分や審理が長期化しやすい面があるので、その点には注意が必要であるといった指摘が見られました。なお、高裁から出席した協議員からは、合議事件の審理については、全体的には問題はないものの、期日で確認されているはずの争点が記録からは容易に理解できない事件や、控訴審段階で当事者から一審での和解勧誘についての不服が述べられる事件があることなどが紹介されました。

その上で、左陪席主任の合議事件についての合議の現状とその充実に向けたあい路等について議論がされました。この点については、具体的な合議の方法が、左陪席の合議メモに基づき行われていることは一致しており、右陪席の関与の仕方や合議メモの記載事項やその程度、合議に向けた準備の仕方等については、各庁の実情に応じて、事件類型や手続段階によってメリハリを付けているという意見が多く見られましたが、具体的なメリハリの付け方は、各裁判体により相当異なっている様子うかがわれました。合議の具体的な方法については、これまで余り議論の対象となっておらず、合議の充実にも影響すると思われることから、今後、更に検討していく必要があるものと思われます。

なお、右陪席が争点整理段階から合議に実質的に関与する必要性については、判断や審理運営の質の向上に結び付くといった意見が見られ、概ね肯定的な意見が述べられましたが、一定の負担を伴うものであることから、実質的な関与を容易にする工夫が必要であるとの意見が多く、そのための工夫例としては、合議メモの工夫、合議の時期等を予め設けておくこと、合議の際にホワイトボード等を利用して分かりやすい合議を行う方法等の様々な実例が紹介されました。

また、右陪席主任の合議事件についても、対象とすべき事件や左陪席主任の場合

との違いについての実情が紹介され、具体的には、左陪席主任の場合に比べて、右陪席主任事件の場合には右陪席に進行を委ねる部分が多いが、節目となる局面ではしっかりと合議することが大事であるなどの意見が述べられました。

合議の活用に関しても、合議体で審理することがふさわしい類型として、複雑困難事件、波及効に配慮すべき事件等を挙げる点は一致していますが、具体的にどのような事件がこうした類型に該当するかという点については、必ずしも共通の認識が形成されているという状態ではありませんでした。

(3) 協議問題(3), (4)について

単独事件についての部内での裁判官の意見交換 ((3)関係) や庁としての取組 ((4)関係) については、各地で進展が図られている状況がうかがわれました。具体的には、部内での取組については、随時又は定期的に意見交換を行っているという部が多く、内容的には、審理運営改善に向けた取組と判断の質の確保に向けた取組を明確には区別せずに意見交換をしているという部が多く見られました。庁としての取組についても、各庁での様々な取組が紹介されましたが、1か部しかないなどの小規模庁では、部としての取組とは別に行う必要性を感じないとの意見が述べられる一方、支部も含めて取り組む必要があり、テレビ会議やメーリングリスト等を用いて、支部も含めた取組を行っているとの実情紹介もありました。

弁護士会との関係でも、審理運営改善等に関しては、協議を行う必要性があることについては概ね異論はなく、実際、ほとんどの庁において協議を行っているとのことでした。もっとも、裁判所からプラクティスを押し付けられるとの懸念から弁護士会の反対があって協議会を開催できないとか、協議会を行っているが内容がマンネリ化しているなどの問題も指摘されましたが、これに対しては、実際に弁護士会との協議を始めた際の実例の紹介や各地での様々な協議内容の工夫例の紹介がされました。これらの点につきましては、他の庁や部の取組をも参考にしつつ、継続的に実例を積み重ねていくことが重要であるものと思われます。

目 次

1 部の機能の活性化の意義, 合議の意義・目的	1
(1) 民事裁判の現状について, どのような認識を有しているか。	1
ア 事件状況等	1
イ 当事者側の変化	1
ウ 裁判所側の変化	1
(2) 部の機能の活性化や合議の意義・目的をどのように捉えているか。	2
(3) 部の機能の活性化や合議の意義・目的について, 部内で議論したことはあるか。 あるとすればその内容はどのようなものであったか。	3
2 複雑困難訴訟における判断の質の確保 (合議の充実・活用)	3
(1) 合議事件の審理の現状	3
ア 合議事件の審理運営の現状についてどのように認識しているか。どのような 点に問題があるか。また, その原因はどこにあるのか。	3
イ 合議事件における争点整理のプラクティス (釈明権行使, 争点整理のための 暫定的心証開示, 口頭議論) の現状はどうか。問題点やそれに対する工夫例等 を紹介されたい。また, 証拠調べ前の和解勧試の状況はどうか。	3
ウ 計画的審理についてはどの程度実践されているか。あい路がどこにあるか。 その対応策等はどうか。	5
エ 高裁から見た地裁の合議事件の審理	5
(2) 左陪席主任の合議事件の合議の現状とその充実に向けたあい路, 考慮すべき事 情	5
ア 合議はどのように行っているか。手続段階や, 合議の対象・程度でどのよう に異なるか。事件の性質・内容等によって異なる場合は, どのような点を考慮 してどのように変えているか。また, 合議に際して, 各裁判官はどのように準 備しているか。また, 右陪席はどの程度関与できているか。	5
イ 合議事件における争点整理の実情等が合議 (右陪席の関与) の実情に何らか の影響を及ぼしているか。	6
ウ 所属する庁の規模や部の態勢を前提として, 争点整理手続段階において右陪 席が実質的に関与する必要性をどのように考えるか。	6
エ 右陪席が関与しやすくするためには, どのような点をどのように考慮し, 部 としてどのような対応をとるべきか。	7
(3) 右陪席主任の合議事件の充実	7
ア 右陪席主任の合議事件としてはどのような事件がふさわしいか。そのように	

考える理由は何か。	7
イ 右陪席主任の合議事件と左陪席主任の合議事件との違いはどのような点（特に部総括の関与の在り方）にあるか。事件の類型や部の事件数等に応じて、右陪席にどの程度任せるか。	8
(4) 合議の活用	9
ア 合議体で審理することがふさわしいのは、どのような事件類型か。	9
イ 合議体で扱うことが相当な事件を合議で扱うために各部で行われている工夫例・取組としてはどのようなものがあるか。	9
3 単独事件の審理運営改善，判断の質の確保	10
(1) 審理運営改善に向けた取組	10
ア 単独事件の審理運営改善について，部内で取組や協議を行っているか。行っている場合，どのような形でどのような内容について行っているのか。	10
イ 取組や協議の結果はどのように部内で共有されているか。	10
ウ 部内の単独事件に関する情報はどのように共有されているか。	10
(2) 判断の質の確保に向けた取組	10
単独事件における判断内容について，部内での意見交換はどのような形で行われているか。	10
4 庁としての取組	11
(1) 庁内での取組	11
ア 審理運営改善や判断の質の確保，合議の充実・強化等，部の機能の活性化に向けて，庁として具体的にどのような取組を実践しているか。	11
イ 取組が進んでいない場合，何があい路となっているか。そのあい路の克服策としてどのような工夫が考えられるか。	11
(2) 弁護士会への対応	12
ア 審理運営を改善し，適切なプラクティスを実践していくため，弁護士会との間で協議会を行っていない場合，そのあい路は何か。そのあい路の克服策としてどのような工夫が考えられるか。	12
イ 弁護士会との間で協議会を行っている場合，どのような協議会（若手弁護士との協議会を含む。）を行い，どのように結果を還元しているか。また，問題点としてどのようなことがあるか。	12

1 部の機能の活性化の意義、合議の意義・目的

(1) 民事裁判の現状について、どのような認識を有しているか。

【協議結果】

民事裁判の現状については、弁論準備手続期日が準備書面の交換だけで終わり、期日回数を重ねることが増えている、証拠調べが争点に的を絞って行われていないなどの状況を実感しているといった意見も見られたものの、争点整理手続が形骸化しているとの指摘は必ずしも当たっていないとの意見が多かった。争点整理期間の長期化の要因としては、当事者側の変化や代理人の問題点等を指摘する意見が多く述べられたが、裁判所側の問題点として、当事者からの反発を恐れて心証開示が十分にできていないとか、当事者が真に判断を求めている点に焦点を当てた判断をしていないなどの意見も出された。具体的には以下のとおりである。

ア 事件状況等

事件内容については、大都市の一部の庁では、IT関係訴訟、金融商品関係訴訟等の複雑困難訴訟や、介護施設での入所者の事故事案や学校事故事案等のように、事案の事実関係自体が複雑とまではいえないが、判断基準の設定が難しい事案が増えているのではないかと指摘がされた。一方で、それ以外の庁からは、一部の庁から政策形成訴訟が増えているとの意見が述べられたものの、多くの庁からは、複雑困難訴訟がそれほど増えているという実感はないとの意見が述べられた。なお、法曹人口が増加するなどしているにもかかわらず、民事訴訟事件の新受件数が増えていない点については、国民の民事裁判に対する満足度を高めることが重要なのではないかと意見も述べられた。

イ 当事者側の変化

当事者側の変化としては、国民の権利意識の高まりにより、弁護士としても当事者に対してこれまで以上に丁寧な対応が求められているようであり、その影響もあるのか、弁護士、特に人数・割合の増えた若手弁護士が、依頼者から言われるがまま根拠の乏しい主張を行ったりして、争点整理手続に時間を要するとの意見、代理人が、法的構成等を十分に検討せず、生の事実を主張したり、事前に当然しておくべき事実の調査や証拠の収集・確認を十分にしていないことが増えているなどの意見、和解について、従前は、代理人間で期日間に交渉するなどしていたが、そのような状況が減っており、期日で裁判所から示された心証を踏まえて説明しても、依頼者の納得を得られず、期日で一つ一つ問題を詰める必要があるなどの意見が多く見られた。

ウ 裁判所側の変化

一方で、裁判所側の現状に問題があるとの意見は当事者側の問題を指摘する意見に比べて多くはなかった。その中で、平成10年の民事訴訟法施行時の熱気が失われているとの意見、現状について概ね問題ないとの認識であるため、個別事件の処理だけに意識が集中していて審理運営の改善意識に乏しいとの意見、裁判所が行う争点整理手続について、裁判所の真意が必ずしも当事者に正確に伝わっておらず、従来のプラクティスを見直す必要があるとの意見、若手裁判官の一部は当事者が真に判断を求めている点に焦点を当てた判断をしていないとの意見、代理人の反発を恐れて心証開示や和解勧誘を積極的にしな

い傾向があり、その原因として、若手への審理運営方法の伝承が不十分であるなどの意見が出された。また、審理期間の長期化については、裁判所の審理がより丁寧になっているからだとの意見がある一方で、納期についての意識が十分でないことが原因ではないかとの意見も出された。

なお、争点整理手続については、十分な争点整理がされない場合があると言われ、そのとおりだと思い、改善しなければならないと思うこともあるが、どこがどう悪いのか、全体的にはどのような感じなのか、自分の現在の位置がよく分からないという印象を持っているとの意見や、若手裁判官の中には、民事訴訟法施行直後の熱気が失われているとの指摘がされることについて、実際に体験したことがないことから、そのような議論に実感が持てないとの意見が述べられるなどした。

(2) 部の機能の活性化や合議の意義・目的をどのように捉えているか。

【協議結果】

部の機能の活性化、特に合議の充実・強化の取組が民事訴訟の現在の課題に対応する方策の一つであることに概ね異論はなかった。具体的には、判断の質の向上に関して、波及効に配慮を要する訴訟や専門的知見を必要とする訴訟が合議体で審理されるのにふさわしいものであることはもちろんであるが、単独事件についても、部全体での意見交換などにより、多角的に検討されることで判断の質を上げることができるとの意見が多かった。

また、審理運営改善については、様々な経験を有する裁判官の間で相談や検討を重ねることにより、自分の審理を客観視することができるとの意見や、「部」が弁護士の訴訟活動の変化・変容に対して、新しいスキルやノウハウを作り出すための母体となり得るものであり、事件処理を通じて部内で議論をし、スキル等が集積されるとの意見が見られた。

さらに、陪席の育成という点においても、裁判長の訴訟指揮等を見ることは左陪席のみならず右陪席にとっても有益であるとの意見が見られた（陪席のみならず、書記官の育成にもつながるとの意見もあった。）。

なお、高裁の裁判官からは、単独事件の場合、判断に至る理由がよく分からない判決があり、合議事件の判決に比べると、安定感、説得力が不足している場合があること、審理運営に関しても、特に若手裁判官の単独事件では、弁論準備手続や和解手続で当事者と実質的な議論がされておらず、紛争の実相を把握しないまま判断がされている場合があることなどを指摘の上、部内での日常的な意見交換等を通じ、審理運営のノウハウを共有していくことが重要であるといった意見や、当事者の視点に立てば、裁判のスピードと質が問題であるが、質にばらつきが多くなっていると感じており、裁判官としては、単にアンパイヤとして請求権の有無だけを迅速に判断すればよいというものではなく、紛争の実体に即した事件の核心を突いた深みのある判断、すなわち、社会的批判や歴史的検証に耐え得るような説得力のある判断をするように努めることが重要であるとの意見が述べられた。

- (3) 部の機能の活性化や合議の意義・目的について、部内で議論したことはあるか。あるとすればその内容はどのようなものであったか。

【協議結果】

部の機能の活性化や合議の意義・目的について、部内で明示的に議論を行っているとの紹介が見られたほか、裁判長が交代したり、部の構成員が変わったときに部内で合議の在り方を議論したとの紹介や、合議強化の取組を始める際等に、合議のメリットや合議のやり方などについての議論をしたとの紹介も相当数見られた。なお、合議強化に取り組むに当たって、裁判長の単独事件の配てん割合を軽減するとの案が示された際に、右陪席の多くから、右陪席の合議への関与度合いを強めるように求めながら、同時に、裁判長の配てん割合が減る分、右陪席の配てん割合を増やすことに違和感があるとの意見が出され、部内での議論にとどまらず、庁全体で合議強化の在り方について議論をしたとの紹介もされた。

議論の内容については、相当数の庁から、単独事件に関する意見交換や合議の活用について積極的な議論がされたことが紹介され、実際に、部総括が、右陪席の関与の在り方についての検討書面を作成するなどして議論をしたなどの例も紹介された。また、問題の性質上、抽象的な議論にとどまると、自分自身の問題との意識を持ちにくく、具体的な事例を前提にどう役立つかを実感してもらうことが大切であるといった指摘をする意見も述べられた。

2 複雑困難訴訟における判断の質の確保（合議の充実・活用）

(1) 合議事件の審理の現状

ア 合議事件の審理運営の現状についてどのように認識しているか。どのような点に問題があるか。また、その原因はどこにあるのか。

【協議結果】

合議事件については、事件の内容も代理人も従前と比べて特に変化があるとは感じていない、合議事件の審理運営と単独事件の審理運営の方法に特段の違いはない、訴訟の序盤で裁判所が事件を放置すれば、主張が拡散することや当事者の準備不足により争点整理期間が長期化することは合議事件も単独事件と同様であるといった意見が述べられた。

これに対し、合議事件は、機動性に欠ける面があること、大規模な事件や複雑困難な事件が多く、当事者も裁判所も慎重に準備する上、裁判所の求釈明に対して当事者が過度に追加主張や立証を行おうとするため、間接事実レベルまで踏み込んで争点整理を行うことが難しいことがあること、期日間の合議を期日の前日に行うことが多いため、代理人に対し、事前に釈明予定事項を伝えることが困難であることから、期日において口頭で釈明を求めると代理人が釈明すべき事項を理解しきれないようであることなどが、単独事件と比べて、審理期間（争点整理期間）が長期化する要因であり、これらの点に注意を要するなどの意見も述べられた。

イ 合議事件における争点整理のプラクティス（釈明権行使、争点整理のための暫定的心証開示、口頭議論）の現状はどうか。問題点やそれに対する工夫例等を紹介されたい。また、証拠調べ前の和解勧試の状況はどうか。

【協議結果】

合議事件の争点整理の実情については、基本的に問題がないとの意見も見られたが、現状認識としては、当事者側から、準備書面がしかるべき時期に提出され、それを事前に相手方と裁判所が検討した上で期日に臨み、期日で口頭で議論をするなどして事案や争点についての認識を深めるということが必ずしもなされていないという意見が相当数見られた。また、弁護士から、裁判所が争点整理をしっかり行っていない、積極的に心証開示を行っていないなどと指摘されることがあるとの点については、以前に比べ、口頭弁論期日での争点整理の結果の上程手続が形式的になっていること、争点整理案等を作らないことが増えたことなどが原因ではないかとの意見が述べられたほか、心証開示の内容として、当事者側は、最終的な結論をイメージしていることから、必ずしも最終的な結論についてだけを心証開示と考えているわけではない裁判所との間で認識の齟齬が生じるのではないかと、裁判所が当事者の反発を怖れて心証を婉曲的に表現しすぎていて、裁判所の意図が代理人に伝わっていないのではないかなどの意見が出された。

合議事件において争点整理手続が十分に行われない原因として、代理人の準備不足などの単独事件と共通するものを挙げる意見も見られたが、合議事件に特有の原因として、争点が複雑なので早期に口頭での議論による争点整理を行うことが難しいこと、単独事件に比べて当事者本人が代理人と一緒に期日に来ることが多いため、口頭での議論をしにくいことなどから、争点整理期日で準備書面の交換のみとなりやすいこと、また、社会的に耳目を集める事件が多いことから、暫定的な心証開示に慎重にならざるを得ない部分があることなどが指摘された。その上で、裁判所側の工夫として、事前に期日において確認したい事項を当事者双方に連絡したり、主張整理の枠組みを当事者に表にして記入してもらうようにしたり、説明会方式を活用したりするなどして、争点整理期日の充実を図っているなどの実例が紹介された。

なお、そもそも、合議事件・単独事件を問わず、争点整理について、主張が錯綜した場合にどう交通整理をするかといったテクニカルな面があることはもちろんであるが、それ以上に重要なことは、裁判所側が当事者の提出する主張や事実に疑問点や問題点を見付け出し、事案についての判断の枠組みなどを的確に捉えていくことであり、それにより、自然に、どこが争点で、その点について一番よく知っている人を尋問するという形で争点整理手続が収斂していくものであること、合議も、技術的なことだけではなく、事案の見方などについて裁判体で議論することに最も意義があると思われることといった、争点整理の本質的な部分について指摘する意見も見られた。

また、証拠調べ前の和解勧試に関してそれほど多くの議論は見られなかったが、和解勧試の際の心証開示について、合議体の心証を受命裁判官がどのような言い方で当事者に対して開示していくかという点で、当事者への伝え方・言い方のみならず、当事者からどのような質問や反論があり得るかまで想定して事前に合議しているという紹介がなされた。

ウ 計画的審理についてはどの程度実践されているか。あい路がどこにあるか。その対応策等はどうか。

【協議結果】

数期日先までの予定を当事者と共有する形で計画的審理を実践しているという部が一定数ある一方で、実践できていないという部も相当数あるという実情が紹介された。実践例としては、必要に迫られて当事者と審理計画について協議したところ、当事者も長期化を懸念したのか、意外にも裁判所が提案した審理計画に応じ、その計画通りに進行できたことがあったことから、その後、当事者が拒絶的であるというのは必ずしも正しい先入観ではないのではないかと考え、事件の内容や代理人等を見ながら、審理計画について当事者と協議すると、証拠調べまでの大まかな予定について認識の共有化を図ることができることが結構あるとの紹介がされた。なお、そもそも計画審理と計画的審理の区別が十分されずに、計画審理の困難性を述べる意見が散見された。

計画的審理を実践するに当たってのあい路としては、予定どおり準備が進まないことが少なくないこと、厳密に計画を定めない前提であっても、終局時期に関する議論をすると当事者の反発が懸念されることなどが指摘された。これに対し、計画的審理において必ずしも終局時期を定める必要があるわけではないが、終局に至るイメージの点も含めて計画的審理を行う必要性・重要性について当事者との間で認識の共有化を図る努力を重ねることが大切であるとの意見も出された。

エ 高裁から見た地裁の合議事件の審理

高裁の裁判官からは、合議事件の審理の現状について、全体としては審理運営に問題はないとの意見が多かった。しかしながら、一部には争点が詰め切れておらず、当事者との間で争点についての認識が共有されていない事案があること、そのような事案の中には、期日で確認されているはずの争点が調書に記載されておらず、原判決を見ても争点が容易には理解し難いものがあること、和解については、当事者から、一審では勧誘されなかったとか、早々に打ち切られたなどの話を聞くことがあること、一審の調書を見る限りでは、計画的審理が行われていることがうかがわれる事案が少ないことなどが指摘された。

(2) 左陪席主任の合議事件の合議の現状とその充実に向けたあい路、考慮すべき事情

ア 合議はどのように行っているか。手続段階や、合議の対象・程度でどのように異なるか。事件の性質・内容等によって異なる場合は、どのような点を考慮してどのように変えているか。また、合議に際して、各裁判官はどのように準備しているか。また、右陪席はどの程度関与できているか。

【協議結果】

合議の具体的な方法としては、左陪席作成の合議メモに基づいて合議を行うという点では一致していたが、右陪席の参加の有無、合議を行う時期、予め合議を行う時間を設けるか否か、合議メモにどのような内容をどの程度詳細に記載するか、準備書面や重要書証の写しを配布するか否か、合議に際して右陪席が主張書面や記録を検討するか否か、その程度については、協議員によって区々となっており、一定の共通したイメージがあるとはいえなかった。具体的には、

争点整理段階から弁論終結前までの期日前合議への右陪席の参加については、毎回参加しているという部や、和解案や争点整理案を提示するような節目となる局面に絞って参加しているという部が大半であるところ、全く参加していないという部もわずかにあった。合議の実施時期については、期日前日と決めて行う部や自然発生的に合議を行うという部があったが、節目となる局面では、予め日程を決めて合議を行うという部が相当数見られた。

また、合議に向けた準備に関しては、各期日前合議の段階から中身の濃い合議メモを左陪席に作成してもらい、それに加えて、準備書面や重要な書証の写しを配布するなどの部が複数見られたほか、メリハリをつけて、詳細な合議メモを作成するのは重要な局面（具体的には、暫定的心証を開示して和解をする期日、人証や調査囑託の採否等で判断が分かれそうな場合、争点整理終了段階、証拠調べ前の段階、弁論終結段階等を挙げる意見が見られた。）での合議の際に限っているという部も多く見られた。通常の期日前合議の際には、期日の進行に特化した内容にしているという部もある一方、中には、準備書面の内容を要約するなどという部もあったが、これに対しては、準備書面の内容の要約に時間がかかるし、必要があれば、準備書面自体を読めば足りるのではないかとの指摘があった。

右陪席の準備としては、通常の期日前合議については、裁判長と左陪席の合議を聞いてもらう程度といった部や合議メモを読むのみという部もあるが、右陪席が相当程度関与する場合（上記のとおり、部によって、期日前合議について全てそのような関与をしているという部と重要な局面の合議についてそのようにしているという部がある。）には、準備書面や重要な書証の写しが合議体の全裁判官に配布され（事案によるという部もあった。）、配布されない記録も、合議の際に疑問点等があれば速やかに右陪席も確認するという部が相当数見られる一方、合議メモ自体は簡略な内容にとどめておいて、合議の際に左陪席から口頭で補足説明を行ってもらい、必要に応じて記録を確認しているという部も見られるなど、合議メモの内容の詳細度によって、その他の準備も異なっている実情が紹介された。

イ 合議事件における争点整理の実情等が合議（右陪席の関与）の実情に何らかの影響を及ぼしているか。

【協議結果】

合議事件で計画的審理を実践していると、右陪席としては、合議に関与するための中長期的なスケジュールリングが容易になり、実質的に関与することが容易になるという意見が右陪席から多く述べられたほか、争点整理について、自分であれば、当事者の訴訟活動に委ねるべきと思っていたところ、裁判長が積極的に求釈明していることが分かってとても参考になったなど合議の争点整理の在り方が右陪席の審理に有益な影響があるとの意見も見られた。

ウ 所属する庁の規模や部の態勢を前提として、争点整理手続段階において右陪席が実質的に関与する必要性をどのように考えるか。

【協議結果】

右陪席が争点整理手続段階から関与することが、（特に、和解案提示の場面等

の争点整理手続段階での重要な局面において) 判断の質及び審理運営の質の向上につながるとか、右陪席の育成にとっても重要であるといった合議の意義・目的に立ち返った意見が多く見られた。また、そのほかに、合議体としての方向性が早期に定まることで争点整理期間が短縮される、争点整理段階から事件についての考え方等を共有していることから、判決起案時の合議体の負担が軽くなる、特に右陪席の専門分野については、右陪席から有益な指摘や意見が述べられることから、争点整理段階で合議体としての方向性が決められて、その効用が大きい、右陪席が関与することにより、当該右陪席自身だけではなく、裁判長や左陪席の合議への参加も積極的になり、部の一体感が形成される、といったメリットを指摘する意見も述べられた。

エ 右陪席が関与しやすくするためには、どのような点をどのように考慮し、部としてどのような対応をとるべきか。

【協議結果】

右陪席の合議事件以外の事務処理の負担があい路になるということは概ね異論がなかったところ、あい路を克服するための対応策として、充実した合議メモや準備書面・重要な書証の写しを右陪席に配布するとの工夫例を紹介する意見が多く見られた。具体的には、上記ア記載のとおり、右陪席が実際に記録を確認しなくても関与できるように合議メモを充実させているという部が多くある一方、右陪席が原則として全件弁論準備期日に立ち会うので、詳細な合議メモを必要としないという意見も少数述べられたほか、詳細な合議メモは、右陪席の合議関与を容易にする一方で、左陪席の負担が増えることから、合議メモの記載の程度は部内で検討したり、部総括が具体的に指示する必要があるなどの指摘も見られた。

その他の対応策としては、合議に際し、部総括が、右陪席に対して、事案の概要と争点を説明して、合議の時期や内容、検討しておくべき書証等を指示する方法、合議の時期等について、定期的に合議の時間を設けたり、右陪席の都合を確認して合議の時間を確保するなど合議の日程の調整をしたり、右陪席の繁忙度も考慮して、部総括が右陪席の関与の仕方を指示するという方法、合議の進め方について、ホワイトボード等を利用した分かりやすい説明を行ったり、上記の合議メモの工夫等により、右陪席が記録を詳細に検討しなくても意見を述べやすい雰囲気を作ったり、合議を行いやすいように机の配置等を工夫したりする方法が紹介された。また、右陪席の合議事件以外の負担が大きいことから、単独事件の未済件数の平準化による負担軽減を図っているという例も紹介された。

(3) 右陪席主任の合議事件の充実

ア 右陪席主任の合議事件としてはどのような事件がふさわしいか。そのように考える理由は何か。

【協議結果】

右陪席主任の合議事件としては、①右陪席が単独事件として審理していたものを、合議に付した事件(そのような事件としては、争点が複雑であることが判明した事案、波及効に配慮すべき必要性があると判明した事案等が挙げられ

る。), ②左陪席主任とするには, 事案の内容が複雑困難な事件等を挙げる意見が多く見られたが, それ以外にも, ③左陪席が単独事件を担当するようになったときに役立つ事件を右陪席主任の合議事件とし, 右陪席と左陪席の共同受命で進める場合(例えば, 遺留分減殺請求, 人身の損害賠償請求等)を挙げる意見もあった。

右陪席を主任とする理由としては, ①の事件については, 事件の内容を最もよく知っていることから, 審理の充実, 迅速化, 質の向上を図ることができることや, 裁判長から経験に基づく進行についての助言などを受けながら審理を進めることで, 右陪席の今後の単独事件の審理にも役立つこと, ②の事件については, 左陪席よりも経験等が豊富な右陪席を主任とすることにより, 審理運営や判断の質の向上を図ることができること, ③の事件については, 単独事件で審理されることが多い類型でも, 事実認定等に難しい論点があり得る事件については, 左陪席が裁判長のみならず右陪席の訴訟指揮を見ることで, 将来, 左陪席が単独事件を持つようになった際の訴訟指揮の在り方を学ぶことができることなどが挙げられたが, そのほかに, 全体として, 左陪席の負担の軽減や, 左陪席の異動に備えるためとの理由を挙げる意見もあった。

これに対して, ②の事件については, これを右陪席主任とすると, 右陪席の負担が重くなりすぎることや, 右陪席を主任とすることで, 左陪席が遠慮して関与が困難になることから, 右陪席主任事件にふさわしくないとの意見や, 一般的に, 左陪席の負担軽減のためとの理由で右陪席主任事件とすることで, 右陪席の負担を重くするのは相当ではないとの意見も見られた。

イ 右陪席主任の合議事件と左陪席主任の合議事件との違いはどのような点(特に部総括の関与の在り方)にあるか。事件の類型や部の事件数等に応じて, 右陪席にどの程度任せるか。

【協議結果】

右陪席が主任裁判官となる合議事件の件数については, 一人当たり数件から五, 六件という部が多かった。右陪席主任事件の場合, 左陪席主任事件とは異なり, 部総括は, 主任裁判官である右陪席の裁量に委ねる部分が多く, 期日前後に報告を受ける程度にとどめているという指摘が多かったが, その一方で, 節目となる局面ではしっかりと3人で合議をしているという意見も相当数見られた。右陪席にどの程度任せるかという点については, 部総括としては, 右陪席に全て任せていては合議事件にした意味がない一方, 部総括が関与しすぎると右陪席を主任裁判官にした意味がないという意見が見られた。これに対し, 右陪席からは, 手続上重要な局面では部総括を含めてしっかりと合議をし, 期日にも立ち会ってもらいたいとか, 合議に付しているのだから, 部総括や他の裁判官から意見を聞きたい, 比較的経験が浅い右陪席としては, 左陪席としっかりと合議をさせてもらいたいとの意見が述べられた。

弁論準備期日の立会いについては, 右陪席主任とした理由にもよると思われるが, 左陪席と右陪席を受命裁判官としている部, 場合に応じて裁判長も含めて3人で立ち会う部, 部総括と右陪席を受命裁判官としている部など様々であった。

合議メモの内容については、左陪席主任事件の場合に比べて簡略にしており、合議メモの作成に係る右陪席の負担を軽減する工夫をしている部が多い一方、左陪席主任事件の場合と特に変えず、主任裁判官でない左陪席が事件の内容等を理解できるような内容のメモを作るよう部総括が指示しているという部のほか、主任裁判官ではない左陪席が合議メモを作成しているという部も見られた。

なお、右陪席を合議事件の主任裁判官とする場合の課題としては、右陪席を主任裁判官とすることにより、左陪席が遠慮して当該事件への関与が消極的になったり、関与の度合いが低くなることなどが指摘された。

(4) 合議の活用

ア 合議体で審理することがふさわしいのは、どのような事件類型か。

【協議結果】

合議に付すべき事件として、複雑困難訴訟、波及効に配慮を要する訴訟を挙げる部が多かった。もっとも、具体的にどのような事件がこうした類型に該当するかという点については、複雑困難訴訟としては、専門的知見を要するIT訴訟、仕組みが複雑な金融商品に関する訴訟を挙げる意見が見られ、波及効に配慮を要する訴訟としては、弁護団がついている事件等を挙げる意見が見られたが、この点についての共通した認識があるという状態ではなかった。

高裁の裁判官からは、合議事件と単独事件の振り分けは概ね適切に行われているが、合議に付すべきであったと思われる事例も一定程度あり、特に、本庁よりも支部の事件でそのような例が多いこと、具体的な事件類型としては、労働事件、新種の金融取引に関する事件やソフトウェア開発等の専門的知見を要する事件、交通損害賠償事件で高次脳機能障害の主張がされている事件等が挙げられるとの指摘がなされた。

イ 合議体で扱うことが相当な事件を合議で扱うために各部で行われている工夫例・取組としてはどのようなものがあるか。

【協議結果】

新件段階で合議に付すべき事件を選別するための工夫例・取組としては、合議基準の策定・見直し、他部との合議基準の共通化のほか、部に配てんされた全ての新受事件について左陪席が合議相当か否かを検討し、合議相当と考える場合には部総括又は合議体全員で協議するという部が多数見られるほか、合議基準に該当しない場合でも裁判長と左陪席で合議に付すべきかどうか相談して決める、部総括が新受事件の全てについて合議に付すかどうかを検討するといった事例が紹介された。なお、合議基準については、支部からの回付基準にもなっているとの事例も紹介された。

また、係属中の単独事件を合議に付する場合の工夫例・取組としては、担当裁判官（特に支部の裁判官）に合議にすることについての心理的な障害があると考えられるとして、それを取り除くため、定期的に合議相当事件の有無について部内で議論する機会や長期化している事件の報告会を設けることや、長期未済となっている事件を合議に付す方向で検討するといった付合議ルールを策定したり、一定期間ごとに単独事件の中から一定件数を合議に付することを検討したりしてもらう、新件段階で合議に付さなかった事件であっても後に合議

に付す可能性があることを明示しておくといった具体的な工夫例が紹介された。

3 単独事件の審理運営改善，判断の質の確保

(1) 審理運営改善に向けた取組

ア 単独事件の審理運営改善について，部内で取組や協議を行っているか。行っている場合，どのような形でどのような内容について行っているのか。

イ 取組や協議の結果はどのように部内で共有されているか。

ウ 部内の単独事件に関する情報はどのように共有されているか。

(2) 判断の質の確保に向けた取組

単独事件における判断内容について，部内での意見交換はどのような形で行われているか。

【協議結果】

全体的には，部内で行われている取組については，審理運営改善の取組と判断の質の確保に向けた取組を明確に分けていない部がほとんどであった。

具体的な取組の方法としては，随時意見交換を行う部，定期的に意見交換を行う機会を設けている部，その双方を行っている部等様々であった。なお，定期的な意見交換の機会としては，書記官室とのミーティングの機会を利用しているという部も見られた。

意見交換を行うに当たっての全体的な工夫としては，メモを作って議論の土台とする部があるほか，相談を受けた場合は忙しくても手を止めて親身に相談に乗るように努めているなどの具体例が紹介された。また，単独事件に関する相談は，右陪席から部総括に対する相談だけといった一方通行なものになりがちであるが，部の機能の活性化という観点からは，部総括から右陪席への相談も行っていく必要がある（陪席が，部総括に聞くことを恥ずかしがったりしないようにするためにも有効である。）との意見や，随時意見交換を行う方法は，相談を持ちかける側が問題意識を持っていなければ問題点を発見できないとのあい路も指摘された。なお，意見交換の結果については，当該結果を書面に残して共有しているという取組が紹介された。

審理運営改善に関しての取組・工夫例としては，上記のほか，部内の共有フォルダにデータベースファイルを設け（なお，当該ファイルについては書記官も閲覧できるようにしている。），いつでも質問・回答を自由に書き込めるようにしている，メールで書記官も含めた部の全員に相談するシステムを構築している，司研での研究会の結果をメモにしてメールで配信し，資料を回覧している，部内で，係属中の事件について合議に付するか否かを検討する機会を設けているところ，その機会を単独事件に関する情報共有の機会としても利用している，簡裁裁判官から相談された機会を利用して部内で審理運営の協議を行っているなどの紹介がされた。

判断の質の向上に向けた取組・工夫例としては，上記のほか，右陪席からは，単独事件の判決について，部総括，左陪席からも意見を聴いて参考にしているとといった意見が述べられる一方で，部総括からは，判断内容に関する質問については，あくまで一つの意見や見方として伝えたり，文献を紹介したりするなどの形で伝えるようにし，意見を押し付けるような形にならないようにしているといっ

た紹介がされた。また、単独事件、合議事件のいずれについても、言渡し後、判決書データを共有フォルダに保存して、部内の裁判官全員が見られるようにしているといった工夫も紹介された。

4 庁としての取組

(1) 庁内での取組

ア 審理運営改善や判断の質の確保、合議の充実・強化等、部の機能の活性化に向けて、庁として具体的にどのような取組を実践しているか。

【協議結果】

庁としての取組として、各庁から、概要、以下のような例が紹介された。

- ・ 部を越えて、裁判官（部総括のみのもの、部総括と右陪席によるもの、右陪席のみのもの、未特例のみのものがあり、庁内に上記各グループ毎に設けている庁もある。）の審理運営等に関する定期的な勉強会や委員会・研究会を開催している。
- ・ 部総括が、和解のスキルやノウハウ等を書面にまとめて希望する裁判官に配布したり、講義したりした。
- ・ 庁内で、合議基準を見直すなどして統一した。
- ・ 口頭議論のルールに関する裁判官の申合せ（目安）を策定した。
- ・ 部内の裁判官と書記官で仕事の流れをより良くするアイデアを募集して、部会で検討し、各部でその結果を共有した。
- ・ 審理運営や合議充実のための検討結果をまとめた冊子を作成した。
- ・ 裁判官や弁護士に対し、審理運営等についてのアンケートを実施した。
- ・ 審理運営の工夫例等の共有を目的としたデータベースを作成した。
- ・ 模擬記録を用いて争点整理について議論をし、模擬争点整理を実施した。
- ・ 合議強化部での取組内容をそれ以外の部に対してフィードバックしている。
- ・ 支部長連絡会に本庁の部総括が出席し、審理運営等について相談に応じる体制を構築している。

なお、1か部しかない庁において、部としての取組とは別に、庁としての取組として、本庁と支部の裁判官で勉強会・意見交換会の開催や回付基準の策定等の取組を行っているとする庁が複数あった。

イ 取組が進んでいない場合、何があい路となっているか。そのあい路の克服策としてどのような工夫が考えられるか。

【協議結果】

取組が進まない理由としては、時間が合わず部総括同士が話す機会が少ない、支部の裁判官が本庁で集まる機会が裁判官会議や管財人協議会等年に数回しかなく、民事事件の審理充実を協議する時間がなかなかとれないといった点のほか、大規模庁では、多数の研究会等を設け、取組を行っているが、その成果が全員に還元されているか不確定であるといったあい路が指摘された。また、小規模庁では、他部も含めて話はしており、庁としての取組をする必要性を感じなかったといった意識面でのあい路も指摘された。

これに対しては、小規模庁であっても、庁として考えるときには、支部もあることから庁としての取組の必要性があるとの指摘があったほか、支部の裁判

官が集まる機会が少ないといった実際上のあい路についても、研究会等を常に本庁で開催することにせず、本庁、支部で持ち回りで開催し、本庁の裁判官が支部に行くといった工夫例や、本庁と支部との間でテレビ会議を活用した勉強会を実施する、本庁と支部との間でメーリングリストを作成するなどの工夫例が紹介された。また、大規模庁でのあい路についても、できる限り、多数のメンバーに何らかの研究会等に関与してもらうなどして、自分が関与しない研究会等の活動にも関心をもってもらうなどの工夫をすることが考えられるとの意見が述べられた。

(2) 弁護士会への対応

ア 審理運営を改善し、適切なプラクティスを実践していくため、弁護士会との間で協議会を行っていない場合、そのあい路は何か。そのあい路の克服策としてどのような工夫が考えられるか。

【協議結果】

審理運営改善や適切なプラクティスの実践という点からすれば、裁判所だけで協議するのではなく、弁護士会との間で協議を行う必要があるということについては概ね異論はなく、実際、ほとんどの庁では、弁護士会との協議会を行っていた。

もっとも、弁護士会との協議会を行うに当たってのあい路として、弁護士会側が裁判所からプラクティスを押し付けられたくないという意見を持っていて、協議会の開催に反対していることや、弁護士会内に対応する委員会等がなく弁護士の協議メンバーが集まらないことが挙げられた。

これに対しては、若手弁護士の増加に対応して、弁護士会でもその対応を検討していることから、まずは若手弁護士の勉強会という形で協議の場を設け、その協議を通じて、審理運営改善の協議の必要性についての理解を得ていく方法が有益ではないかとの意見が述べられたほか、所長から弁護士会長にトップダウン方式で依頼する方法、弁護士会の関心が高い倒産事件等の協議会の機会を利用して、民事訴訟の審理運営改善の協議会を実施する方法等が紹介された。

イ 弁護士会との間で協議会を行っている場合、どのような協議会（若手弁護士との協議会を含む。）を行い、どのように結果を還元しているか。また、問題点としてどのようなことがあるか。

【協議結果】

弁護士会との協議会等の実施方法としては、協議会・懇談会・意見交換会といった形で開催している庁が多く（39庁）、次いで若手弁護士への勉強会の形態をとっている庁が多かった（13庁）。もっとも、勉強会の形態をとる場合でも、若手弁護士に限らない勉強会の形態をとる庁も少数（4庁）あった。協議会等を実施する際の工夫例としては、裁判所側、弁護士会側で審理運営に関するアンケートを行う、複数回にわたって一定の項目について議論をし、最終的にシンポジウムを開催しているという庁が見られた。

協議結果の還元方法については、議事録を作成している庁（裁判所側、弁護士会側の双方で内容を確認している庁とそれぞれ作成している庁がある。）や、協議結果や講演した内容を弁護士会側でまとめて弁護士会報やホームページに

掲載して周知している庁が紹介された。一方で、協議結果を議事録等で残さない庁も相当数あり、その理由としては議事録を作成しないことで、参加者が忌憚のない意見交換ができるとのメリットを挙げる意見があったが、これに対しては、協議の結果の広がりが見られなくなることから議事録等の作成を検討すべきであるとの意見も述べられた。また、裁判所内部での還元方法としては、協議会等への出席者が各部で報告したり、民事部会で報告したりするといった方法が紹介された。

協議会等の問題点としては、内容がマンネリ化しているとの指摘が複数あったほか、参加者が特定の弁護士に限られていたり、ベテラン弁護士ばかりが発言していて、若手が発言しないなどの問題点が指摘された。これに対しては、協議の内容については、心証開示の在り方などの個別のテーマを設定する方法や訴訟手続に従って数回にわたって議論する方法等のほか、裁判官側、弁護士会側でアンケート等を実施し、それを踏まえて、議論したとの工夫例や、開催方法についても、裁判所側も含めて、若手に絞った協議会を新たに設けるといった工夫例が紹介された。

以上